

ヘルパーステーションここあ勝部指定訪問型サービス  
(旧介護予防訪問介護相当サービス) 運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、株式会社近畿予防医学研究所が開設する指定訪問型サービス（旧介護予防訪問介護相当サービス）事業所「ヘルパーステーションここあ勝部」（以下「事業所」という。）が行う指定訪問型サービス（旧介護予防訪問介護相当サービス）（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の訪問介護員等が、要支援又は事業対象者にある利用者に対し、適正な指定訪問型サービス（旧介護予防訪問介護相当サービス）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 事業所の訪問介護員等は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護計画を作成し、計画に沿って、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
- 3 事業所の訪問介護員等は、利用者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる支援を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。
- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 ヘルパーステーションここあ勝部
- 2 所在地 滋賀県守山市勝部3丁目10-34

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1人（常勤職員1人）  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 2 サービス提供責任者 1人以上  
サービス提供責任者は、事業所に対する指定訪問型サービス（旧介護予防訪問介護相当サービス）の利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護サービス計画及び介護予防訪問型サービス計画の作成等を行う。

3 訪問介護員 2.5人以上

訪問介護員は、訪問型サービスの提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 祝日を含む月曜日から日曜日までとする。但し、12月30日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 3 年末年始・夜間・深夜・早朝は調整あり。依頼に対し人員調整後にサービスを開始する。

(サービスの内容及び利用料等)

第6条 指定訪問型サービス（旧介護予防訪問介護相当サービス）の内容は次のとおりとし、指定訪問型サービス（旧介護予防訪問介護相当サービス）を提供した場合の利用料の額は、守山市長の定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割または2割または3割の額とする。

- 一 身体介護
- 二 生活援助

2 第8条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問型サービス（旧介護予防訪問介護相当サービス）に要した交通費は、その実費を徴収する。

なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額とする。

- 一 通常事業の実施地域を越えた地点より、1kmにつき 30円
- 3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるととする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、指定訪問型サービス（旧介護予防訪問介護相当サービス）を実施中に、利用者の病状に急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 指定訪問型サービス（旧介護予防訪問介護相当サービス）の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第8条 指定訪問型サービス（旧介護予防訪問介護相当サービス）の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、守山市の区域とする。

(個人情報の保護)

第10条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(非常災害対策)

第11条 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員へ周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

- 2 非常災害時の発生の際に、その事業が継続できるよう、他の社会福祉施設との連携および協力を行う体制を構築するよう努めます

(虐待防止及び利用者の権利擁護)

第12条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずるものとする。

一 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を

定期的開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。

二 虐待の防止のための指針を整備する。

三 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 従業員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業員であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

- 3 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、株式会社近畿予防医学研究所と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規定は、平成30年 8月 1日に改正する。

この規定は、令和 6年 4月 1日に改定する。